

70歳以上の方の高額療養費の上限額変更

70歳以上で国民健康保険に加入の方、後期高齢者医療制度に加入の方の高額療養費の上限額が8月から変更になります。

□高額療養費とは

1カ月間に支払った医療費が高額になった場合、決められた上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。

▶保険年金課

- 70歳以上の国民健康保険に加入の方…☎042-460-9821
- 後期高齢者医療制度に加入の方…☎042-460-9823

7月まで

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	住民税課税所得145万円以上	5万7,600円	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% (多数回4万4,400円) ※2
一般	住民税課税所得145万円未満 ※1	1万4,000円 年間上限 14万4,000円	5万7,600円 (多数回4万4,400円) ※2
非住民税	II 住民税非課税世帯	8,000円	2万4,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		1万5,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計が210万円以下の場合も含まれます。
 ※2 過去12カ月以内に4回以上、上限額に達した場合は、4回目以降から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

現役並み所得(3割)の「限度額適用認定証」交付制度が始まります

8月から自己負担割合が3割で、同じ世帯の70歳以上の国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者全員が住民税課税所得690万円未満の場合、限度額適用認定証の交付を受けることができますようになります。認定証を入院・外来時に提示することで医療機関の保険適用負担額が下表の現役並みIまたはIIまでとなります。担当窓口で申請してください(郵送可)。

8月から

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
並み現役III	住民税課税所得690万円以上	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% (多数回14万100円) ※2	
並み現役II	住民税課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% (多数回9万3,000円) ※2	
並み現役I	住民税課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% (多数回4万4,400円) ※2	
一般	住民税課税所得145万円未満 ※1	1万8,000円 年間上限 14万4,000円	5万7,600円 (多数回4万4,400円) ※2
非住民税	II 住民税非課税世帯	8,000円	2万4,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		1万5,000円

国民健康保険「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

認定証の有効期限は7月31日です。既にお持ちの方も申請が必要です。

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

- 持 ● 来庁者の本人確認書類
 ● 認定証を作る方の保険証
 ● 認め印
 ● マイナンバーの分かる書類

□認定証とは

所得や年齢に応じて、1カ月間に医療機関へ支払う医療費の自己負担限度額が決まっています。国保加入者が上記

認定証を医療機関に提示すると、1医療機関の1カ月間の会計を所定の限度額に抑えられます。支払った医療費が限度額を超えた方には、高額療養費の申請書を後日送付します。

□70~74歳の方は

高齢受給者証が認定証の役割を兼ねています(住民税非課税世帯の方は、認定証の申請が必要)。

▶保険年金課 ☎042-460-9821

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

認定証の有効期限は7月31日です。現在、認定証をお持ちで、8月1日から下記に該当する方には、更新した認定証を7月下旬に郵送します。

- 対 被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で次のいずれかに該当する方
 ①区分I…住民税非課税世帯であり、世帯員全員が年金収入80万円以下(そのほかの所得がない)、または老齢福祉年金を受給している方
 ②区分II…住民税非課税世帯であり、①に該当しない方

※認定証を持っておらず、①・②に該当する方は要申請(認定証を入院・外来時に提示することで食事代と保険適用負担額が減額されます)

問 制度について…東京いきいきネットHPまたは東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎0570-086-519(PHS・IP電話) ☎03-3222-4496
 ※平日午前9時~午後5時
 ▶保険年金課 ☎042-460-9823

お役立ちガイド 他機関からのお知らせ

時差Biz

都主催の快適通勤に向けた取組です。詳細は、時差Biz公式HPをご覧ください。
 時 7月9日(月)~8月10日(金)
 問 東京都 時差Biz運営事務局 ☎03-3479-0254

はかりの定期検査

商店での取引や学校・病院などで証明に使用する「はかり」は、2年に1度の検査を受ける必要があります。検査員が検査対象のお店などを訪問し、検査を実施します。対象の方にははがきで事前に通知します。
 □検査日程 8月1日(水)~30日(木)の平日
 ※通知のなかった・新たに「はかり」を

使用するようになった・使用しなくなった方は問へご連絡ください。
 問 東京都計量検定所検査課 ☎03-5617-6638

清掃工場 夏休み子ども見学会

夏休みの自由研究や思い出づくりに、友人や家族と清掃工場を見学しませんか。
 時 7月26日(木)・27日(金)午前10時
 場 柳泉園組合管理棟
 対・定 子ども・保護者(未就学児は保護者同伴)・各40人(申込順)
 申 7月20日(金)までに、電話・メールでイベント名・参加希望日・住所・氏名・年齢(学年)・電話番号を問へ
 ※詳細は問のHPをご覧ください。
 問 柳泉園組合 ☎042-470-1545

「向台とねりこの家」お披露目会

社会福祉協議会8カ所目の地域活動拠点「向台とねりこの家」がオープンします。当日は、お楽しみのイベントもあります。サロンなど地域交流の場として利用できます。
 時 8月1日(水)午前10時~午後2時
 場 向台とねりこの家(向台町1-6-7)
 問 社会福祉協議会 ☎042-438-3771

みんなのパソコン教室(8月)

●無料体験 2日(木)午後1時~4時
 申 往復はがきで住所・氏名・電話番号を問へ
 ※そのほか講座はパンフレットを請求ください
 場・問 シルバー人材センター 〒202-0021東伏見6-1-36 ☎042-425-6611

こもれび20周年記念合唱団 参加者追加募集中!

プロのオーケストラのもと「第九」を歌ってみませんか?
 □こもれび「第九」演奏会
 指揮：飯森範親さん
 管弦楽：東京交響楽団
 時 練習 8月22日から毎週(全18回) ※予行：12月21日(金)・本番：22日(土)
 場 保谷こもれびホール
 対 18歳以上
 定 50人(申込順)
 料 一般2万円(友の会会員は1万8,000円)
 申 7月31日(水)(必着)
 ※詳細は、電話または問のHPへ
 問 保谷こもれびホール 〒202-0013中町1-5-1 ☎042-421-1919

自転車の盗難に注意しましょう

自転車の盗難は、身近で起こりやすい犯罪です。未然に防止するために、日頃からの対策を心掛けましょう。
 □自転車の盗難を防ぐために
 ●駐輪するときは、短時間でも確実に施錠する
 ●自宅の前でも路上に放置せず、必ず敷地内や駐輪場に止める

●鍵は壊されにくいものやワイヤー錠を併用するなど、防犯効果を高める
 ●ロック式の駐輪場でも、無料時間内であれば駐輪場の番号を入力するだけでロックが解除されるため、自転車にも必ず施錠する
 問 田無警察署 ☎042-467-0110
 ▶危機管理室 ☎042-438-4010

ごみの出し方 ワンポイント

■びん・缶・ペットボトルの出し方
 資源収集用かごに入りきらない場合は、透明・半透明の袋に入れて、袋の口を縛らずにかごの脇に置いてください。
 ■資源かごの安全対策を実施中
 これからの季節は、急なゲリラ豪雨、竜巻などの突風、台風などで資源かごが路上に飛散し危険な場合があります。市では緊急対策としてゴムバンドなどで固定しています。お近くの資源集積所で収集後、固定されていない場合はお手数ですが固定するなどの安全確保にご協力をお願いします。
 ▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043